

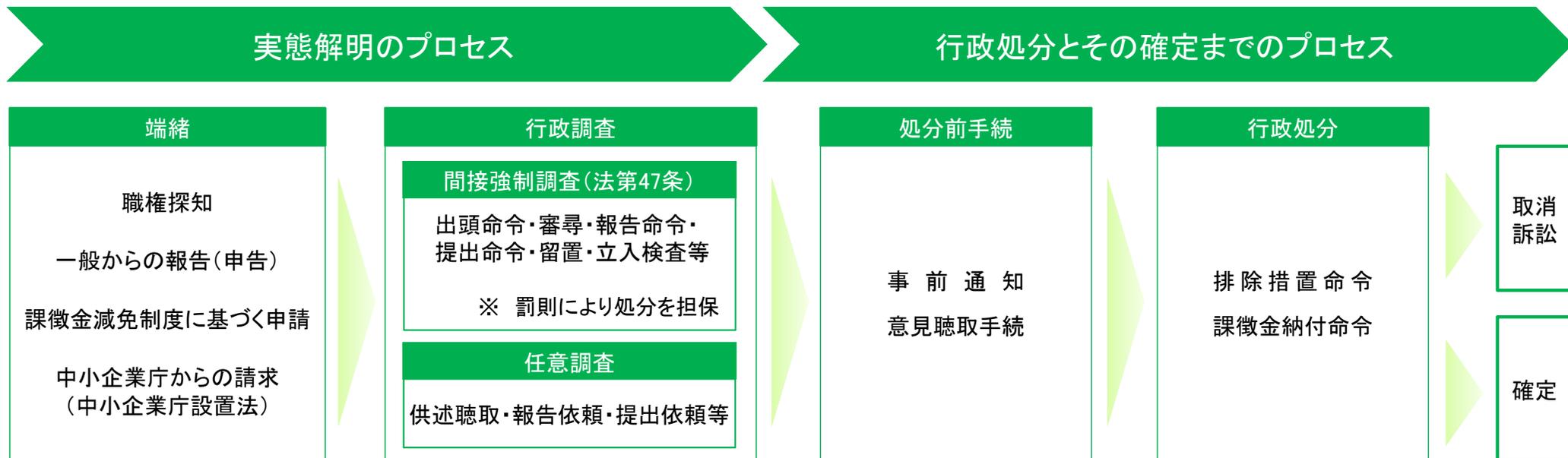


# 「独占禁止法審査手続に関する指針」の策定について

平成28年4月7日

公正取引委員会

# 独占禁止法違反事件処理手続の流れ



## 指針が対象としている領域

### (参考)独占禁止法 抜粋

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
- 三 第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者
- 四 第四十七条第一項第四号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

# 「独占禁止法審査手続に関する指針」について

## 策定のプロセス

- 平成26年12月24日 「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」の提言  
平成27年 6月30日 原案を公表しパブリックコメントを実施(7月29日まで)  
(弁護士・研究者などの個人, 経済団体, 消費者団体など20名から意見提出)  
12月25日 成案公表  
平成28年 1月 4日 指針の適用

## ポイント

- 行政調査に携わる公正取引委員会の職員に向けたガイダンスとしての位置付け。
- これまでの実務を踏まえ、次の点を明確化。
  - ① 公正取引委員会の使命と事件調査の体制・監督者の責務
  - ② 独占禁止法違反被疑事件の調査に携わる職員の心構え
  - ③ 行政調査権限の根拠や法的性格
  - ④ 行政調査手続の標準的な実施手順や留意事項等
- 調査手続の透明性を高め、事件調査の円滑な実施に資するよう指針を公表。併せて、事業者等向け説明資料も公表(事件処理の流れのフローチャートも含む)。
- 指針の公表後2年を経過した後、独占禁止法違反被疑事件の行政調査の運用についてフォローアップを実施し、必要に応じて指針を見直し。

# 指針の概要

## 第1 総論

- 1 独占禁止法の目的と公正取引委員会の使命・・・独禁法の目的, 公取委の使命, 違反行為を排除するために付与された調査権限, 適正  
手続を確保した事件調査の実施
- 2 公正取引委員会における事件調査の体制と監督者の責務・・・審査局における事件調査の体制, 事業者等からの意見への対応
- 3 独占禁止法違反被疑事件の調査に携わる職員の心構え
  - (1) 調査における心構え・・・法目的の追求, 冷静な判断力と実態解明への確固たる信念を持った着実な調査の実施
  - (2) 綱紀・品位・秘密の保持・・・綱紀・品位の保持, 秘密の漏えいの禁止
  - (3) 適正な手続の遵守・・・手続の適正性を確保することの重要性の自覚・法令の規定に従った適正な手続に基づく権限の行使
  - (4) 効率的・効果的な調査と多面的な検討・・・効率的・効果的な調査による実態解明, 十分な証拠収集, 予断を排した供述の聴取

## 第2 審査手続

### 1 立入検査

- (1) 根拠・法的性格・・・立入検査・提出命令・留置といった罰則により担保された調査, 任意の協力に基づく調査
- (2) 立入検査時の手続・説明事項・・・審査官証の提示, 被疑事実等の告知, 検査妨害に係る罰則, 事業者等向け説明資料の手交, 任意の協力に基づく調査における身分証明書等の提示
- (3) 立入検査の対象範囲・・・審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場所
- (4) 物件の提出及び留置に係る手続・・・審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した物件の提出命令(電子データを含む。), 品目録の交付, 全物件の品目録との照合, 提出物件の事業者等への返却  
・・・検査当日, 日々の事業活動に用いる必要があると認められるものについては謄写が可能  
検査翌日以降にも提出物件の閲覧・謄写が可能, 事業者が早期に閲覧・謄写できるよう配慮
- (5) 立入検査における弁護士の立会い・・・弁護士の立会いは可能

## 2 供述聴取

(1) 根拠・法的性格・・・任意の協力に基づく供述聴取, 罰則により担保された審尋

(2) 供述聴取時の手続・説明事項

➤任意の供述聴取

事前連絡時にはその都度, 任意の供述聴取である旨, 初回の聴取開始時に身分証明書等を提示した上で任意の供述聴取である旨等を説明

➤審尋

法的根拠や出頭拒否に対する罰則等を記載した出頭命令書の送達, 審尋の開始時に審査官証を提示した上で法的性格や陳述拒否等に対する罰則について説明

➤事前に事業者等向け説明資料を掲載しているウェブページを教示するとともに, 内容を未確認であれば, 供述聴取時に同資料を手交

➤意見聴取手続における証拠の閲覧・謄写制度について必要に応じて説明

(3) 供述聴取における留意事項・・・威迫・強要, みだりに供述を誘導すること等の供述の任意性・真実性を疑われる方法の禁止

弁護士を含む第三者の立会い, 録音・録画, 調書の写しの交付及びメモの録取は, 事案の実態解明への懸念を主な理由として認められない(供述聴取の適正円滑な実施の観点から審査官等の判断で通訳人・弁護士等の立会い及び聴取対象者による書き取りを認めることもあり)

(4) 聴取時間・休憩時間・・・供述聴取の時間は1日8時間までとし, 超過する場合は同意を得る。深夜(午後10時以降)に及ぶ聴取は避ける  
聴取対象者の体調等も考慮した上で休憩時間を適時適切に確保

休憩時間中の行動は制約せず, 聴取対象者が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることを妨げない。

食事時間等の休憩時間は, 弁護士等に相談できる時間となるよう適切に確保

審査官は聴取時間・休憩時間について記録

(5) 調書の作成・署名押印の際の手続・・・調書を作成した場合の読み聞かせ・閲読による内容の確認

調書の増減変更の申立てがあったときの手続

## 3 報告命令

(1) 根拠・法的性格・・・罰則により担保された報告命令, 任意の協力に基づく報告依頼

(2) 報告命令時の手続・・・報告命令書の送達, 任意の報告を依頼する際には原則として書面で行う。

## 4 審査官の処分に対する異議申立て, 任意の供述聴取に関する苦情申立て

・異議申立て・・・独禁法第47条に基づく処分(立入検査・審尋等)に不服がある場合は1週間以内に異議の申立てができる。

・苦情申立て(創設)・・・任意の供述聴取において指針に反する審査官の言動等があったとする場合は1週間以内に苦情の申立てができる。

# 任意の供述聴取に係る苦情申立制度の導入について（概要）

## 1. 苦情申立ての方法

- ・ 任意の供述聴取において、「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定）「第2-2 供述聴取」に反する審査官等の言動等があったとする場合には、聴取対象者等（事業者・事業者団体及びその代理人も含む。）は、聴取日から一週間以内に、官房総務課に対して、書面により、苦情を申し立てることができる。

## 2. 本制度の対象となる苦情

- ・ 供述聴取時の手続・説明事項に関するもの
- ・ 威迫・強要など審査官等の言動に関するもの
- ・ 聴取時間・休憩時間に関するもの
- ・ 供述調書の作成・署名押印の際の手続に関するもの

## 3. 苦情申立てへの対応

- ・ 申し立てられた苦情について、調査を行った上で、調査結果を委員会に報告し、指針に反する言動等があったと認められるときは、必要な措置を講じる。

## 4. 申立人に対する通知及び処理結果の公表

- ・ 申立人に対し、当該苦情申立ての処理結果について、書面により通知する。
- ・ 苦情申立ての処理については、年度ごとに、類型的にまとめて件数等を公表する。